

議案第5号

令和5年度葛飾区 用地特別会計予算

令和5年度葛飾区の用地特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ35,001,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(特別区債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる特別区債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表特別区債」による。

令和5年2月15日提出

葛飾区長
青木 克徳

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 繰入金		1,000
	1 繰入金	1,000
2 特別区債		35,000,000
	1 特別区債	35,000,000
歳入合計		35,001,000

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 用地取得費		35,001,000
	1 用地取得費	35,001,000
歳 出	合 計	35,001,000

第2表

特 別 区 債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公 共 用 地 買 収 事 業	35,000,000	証券発行又は普通貸借の方法により、政府その他より起債する。 ただし、金融事情その他の都合により起債額の全額又は一部を翌年度に繰越発行することもある。	年2.5%以内	政府資金については政府の定める条件によることとし、銀行その他の場合は、債権者と協定するところによる。 ただし、融通条件又は財政の都合により償還年限を短縮して繰上償還し、又は借換えすることもある。
合 計	35,000,000			